

平成16年7月15日

補導委託の状況と課題について

－特に補導委託先の開拓のために－

1 補導委託とは

補導委託とはどのような制度なのか、事前に配布しております「少年たちにあなたの力を～家庭裁判所の補導委託制度～」というパンフレットや「補導委託について～大阪家庭裁判所における補導委託の概況～」という書面の中に記載されておりますので、詳しい説明は省略させていただきますが、一言で申しますと、民間の篤志家や施設に少年の補導を委託するという制度です。

2 補導委託の状況

(1) 補導委託先の状況

次に、補導委託先の状況ですが、これも「補導委託について～大阪家庭裁判所における補導委託の概況～」に記載されており、また、今日配布しております「大阪家裁が開拓した一般身柄付き補導委託先」や「補導委託先の作業風景」を見ていただければ、補導委託先の雰囲気をご理解いただけるのではないかと考えております。

ただ、少し補足させていただきますと、大阪高裁管内では、管内の各家裁が開拓した補導委託先を相互に利用できる制度があります。そのためもあって、大阪家裁が利用できる一般身柄付き補導委託先は合計26箇所ということになります。

(2) 補導委託件数

大阪家裁における補導委託件数は、事前に配布しております「補導委託件数（会計年度）」のとおりです。

一般身柄付き補導委託（更生保護施設、個人）及び社会奉仕型短期補導委託

の補導委託件数は、年間40～50件で推移しています。平成15年度はやや減少していますが、管内の各家裁の利用が多かったため、大阪家裁が利用できず、断念した例も多かったことも影響しています。

3 補導委託の選択

家庭裁判所では、非行のあった少年について、調査・審判を行い、処分を決めています。すぐに処分を決められない場合があります。そのような場合、試験観察にして少年の様子を観察するのですが、在宅試験観察では成果が期待できない場合、補導委託試験観察を選択することになります。そこで、少年や保護者との面接調査などを行っている調査官の視点から、どのような場合に補導委託試験観察を選択するのか、どのような補導委託先があれば良いと考えているのかなどの点についてお話したいと思います。

(1) 一般身柄付き補導委託の選択

調査官は、裁判官の調査命令を受けて調査に着手することになります。まず、事件記録や調査記録などを精査し、次に、少年や保護者と面接調査を行ったり、各種照会や環境調査などを行い、その結果を総合的に検討し、処遇意見を付して裁判官に報告する活動を行っています。この過程の中で、少年を一般身柄付き補導委託に付した方が良いのではないか、あるいは社会奉仕型短期補導委託に付した方が良いのではないかと考え、裁判官の指示を仰いだ上で補導委託の準備を行います。

それらの中で、どのような場合に一般身柄付き補導委託に付した方が良いと考えるかですが、①事件の内容や少年の非行性から在宅処遇も考えられるが、保護者の所在が不明であったり、保護者が少年の引き取りを拒否しているというような場合、②親の愛情やしつけを十分に受けてこなかったり、養護施設等で育ち、家庭というものを知らない少年が、個人の補導委託先での家庭的な雰囲気のもとで指導を受ければ、大きな変化が期待できるのではないかと考えられる場合、③親子関係が非常に悪く、家庭内で暴力を振るう少年を一旦家庭か

ら引き離し、親子関係を冷静に見直す必要がある場合、④少年一人の力では地域の不良集団から抜け出せないため、その地域から暫く引き離す必要がある場合、などに補導委託に付すことを検討することが多いと思われます。

もう少し具体的にある少年の事例で説明したいと思います。

事件に係属したときの少年は16歳であり、後輩らと玩具店のレジから金を盗った件で観護措置を執られていました。本件の被害は比較的軽微であり、少年に係属歴もなかったことや少年の資質等を考えると、保護者に監護能力があれば、在宅処遇の意見を提出することも考えられる事例でした。

ところが、少年の家庭環境は、実父母は健在でしたが、実母は数年前に家を出て男性と同居していました。また、実母は同居中の男性に気兼ねし、少年を引き取ることはできないと述べていました。一方実父も浮浪者のような生活をしており、たまに少年に会いに来ると、小遣い金を要求するといった状態でした。そのような中、少年は大阪市内の簡易宿舎に一人で住み、暴力団関係者と思われる男性が営業しているたこ焼きの屋台を手伝っていたのです。

このような少年であり、住み込みのできる職場で働かせ、自活する力を蓄えさせることが必要であり、少年も、住み込みで働ける場所があれば働いて更正したいとの意欲を持っていました。

また、少年の希望を詳しく確認すると、洋食関係の調理師になることが夢であるというので、洋食関係の補導委託先に委託したいと考えました。ところが、寿司店や中華料理店という補導委託先はありますが、洋食関係の補導委託先は登録されていませんでした。少年には弁護士である付添人が選任されていたので、その付添人にも住み込みで働ける洋食関係の職を探してもらいましたが、見付かりませんでした。その結果、少年の希望とは違っていました。農作業を行う個人の受託者に補導委託し、その間に付添人が洋食関係の調理見習として住み込んで働ける職場を探すことになりました。

補導委託中の少年は頑張っていて働いていましたが、補導委託を終了する時期に

なっても、洋食関係の職場は見付かりませんでした。そのため、次善の策として、保護観察所の協力雇用主が経営しているスーパーマーケットに住み込みの店員として働かせることにし、補導委託を終了しました。

しかし、少年は1箇月後にスーパーマーケットをやめてしまい、さらにその半年後に別件で逮捕され、再び鑑別所に入所してしまいました。

以上のように、この事例では少年の希望する洋食関係の補導委託先があれば、その後の少年の人生も変わっていたのではないかと思われ、悔やまれます。

(2) 社会奉仕型短期補導委託の選択

どのような場合に社会奉仕型短期補導委託に付すことを考えるのかですが、①共感性が乏しいという問題がある少年に対して、他者、特に弱者の立場や心情を思いやれるような体験をさせることが必要な場合、②自尊感情や自己評価の低い少年に対して、他人の役に立ち、認められる体験をさせたい場合、③生活範囲を広げ、健全な形で社会的な貢献を体験させたい場合などに委託を検討することが多いと思われまます。

なお、社会奉仕型短期補導委託は、少年のために行う処遇ですが、一方で「社会奉仕」であることを考えると、少年が成長させてもらうばかりでなく、相手の役に立つ活動をするということが大事な要素です。

ところで、社会奉仕型短期補導委託は、大体1～2週間施設に通わなければならないことや、毎日の交通費や昼食費は自己負担であること、通勤ラッシュの時間帯に移動しなければならないこと等の問題があり、少年にとっては負担感が大きくて、続かない事例もあります。特に、補導委託先までの経路が複雑であったり、遠方であると、続かないことが多いのが実情です。現在、北河内地区や泉南地区には社会奉仕型短期補導委託先がありませんが、そのような地域に補導委託先を開拓できれば、活発に利用されたり、最後まで続けられる事例が増えると思っております。

また、中学生や高校生に社会奉仕型短期補導委託を体験させることも多いの

ですが、2週間も授業を休ませることができないため、夏休み等の長期休暇中に実施するなどの工夫をしています。

4 補導委託先の減少及び開拓の困難性

(1) 補導委託先の減少

社会奉仕型短期補導委託先は徐々に増えていますが、一般身柄付き補導委託先は減少する傾向にあります。その理由としては、個人の補導委託は受託者やその家族の熱意によって支えられている部分が大きく、受託者らが高齢化したり、後継者がいなくなると、続けられなくなります。例えば、奈良県の補導委託先では、ご子息が家業である農業を引き継がれたところは、引き続き補導委託先を続けてもらっていますが、ご子息が会社に就職し、兼業農家になったところは補導委託先をやめられることもあるのが実情です。

(2) 補導委託先開拓の困難性

一方、非行少年を預かることに抵抗感もあると思われ、補導委託先になると少年と生活を共にすることになり、家族にとっては大きい負担もあると思われ、また、指導の難しい少年もいますし、まれではありますが、補導委託先の原付や乗用車を盗んで逃げるなど、財産的な被害を受けることもないとは言えないのが実情です。そのような事情もあり、新規の開拓はなかなか進まず、反対に途中でやめられたりすることもあります。

そのほか、家庭裁判所としては、補導委託先に少年の指導を適切に行ってもらえるのか、プライバシーをきちんと守ってもらえるのか、裁判所の方針に協力してもらえるのかなどの点を考える必要があり、補導委託先の登録については、極めて慎重に検討することになります。そのため、公募のような形ではなく、補導委託制度のことをよく理解している方の紹介や補導受託者の紹介といった形で新規開拓をしてきております。

5 まとめ

以上のように、利用できる一般身柄付き補導委託先の数が不足していたり、社

会奉仕型短期補導委託にも地域的な偏りがあるのが実情です。また、少年の希望が多い自動車整備会社、土木会社、喫茶店などの補導委託先をもっと登録したいと考えており、新たに補導委託先の開拓を行う必要があると考えています。

私が約10年前に担当した事例ですが、少年の保護者が調査や審判に出頭しなかった事例がありました。保護者は実父と継母でしたが、トラック運転手の実父は殆ど自宅に帰らない生活であり、少年と仲の悪かった継母は家出中に事件を起こして逮捕された少年を拒否しており、何かと理由を述べて出頭しませんでした。事件内容や少年の反省の程度を考えれば、在宅処遇の意見が相当でしたが、そのような事情を考えると、家庭には戻せませんでした。そこで、裁判官に相談し、少年を一般身柄付き補導委託先に預けて、自活する力を付けてから在宅処遇に移行する方向で進めることになりました。

4、5箇月後、少年は良好な成績で経過したため、保護観察で終了しましたが、補導委託先を気に入り、引き続き補導委託先で働くことになりました。その内に私は転勤となり、いくつかの家庭裁判所を異動後、再び大阪家裁に戻り、平成15年4月から大阪家裁の補導委託関係の業務に携わるようになりました。ある日補導委託先の登録票を見ていると、職業指導の担当者欄に私が担当した少年の名前が記載されていることに気付きました。その少年は委託先でずっと働き続け、ついには、補導委託に付された少年を指導する係にまでなっていたのです。私はそのことに非常に驚かされるとともに感動し、長年少年の指導にご尽力いただいた補導委託先に大変感謝した次第です。

今後もこのように素晴らしい補導委託先の開拓に力を入れたいと思いますので、皆様のお力を貸していただきますよう、お願い申し上げます。